

は　じ　め　に

一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立しました。本機構は、当初、特定非営利活動法人として発足しましたが、さらなる認証評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。助産専門職大学院の認証評価機関としては、文部科学大臣により2008（平成20）年4月8日付けて認証されています。

認証評価には、機関別評価と専門分野別評価とがあり、本機構は後者を担います。

本機構は、助産教育機関からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産教育機関における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産教育機関の個性的で多様な教育の発展に資することにあります。

認証評価制度の目的は、本評価の結果を公表することで、助産教育機関における人材育成について、広く社会の評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて助産教育機関自らその教育について改善・発展することを促し、助産師教育活動の質を向上させることにあります。専門分野別評価は、国際的潮流になっており、日本においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつあります。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2010）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っています。

日本における助産師教育は多様な形態をとり、専門分野別認証評価の受審義務はないが、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくります。

本年度、助産教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができ、評価結果をここに公表することにより一層、社会のニーズに沿った助産師教育の改善や質の向上に資する責任を果たすことができると確信します。

最後になりましたが、2019（令和元）年度の評価事業にご協力を賜りました評価委員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2020（令和2）年3月25日

一般財団法人日本助産評価機構

理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I 助産学大学院第三者評価の概要	1
II 聖路加国際大学大学院に対する認証評価結果	8
聖路加国際大学大学院に対する評価の経過と結果の構成	
1. 認証評価結果	10
2. 総評	10
3. 長所および改善を要する点のまとめ	14
4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果	17
第1章 教育の理念・目的	17
第2章 教育課程	19
第3章 入学者選抜	31
第4章 学生への支援体制	35
第5章 教員組織	38
第6章 施設、設備および図書館等	42
第7章 管理運営等	45
第8章 点検・評価	47
第9章 情報の公開・説明責任	49
聖路加国際大学に対する認証評価スケジュール	51
聖路加国際大学提出資料一覧	52

資料

資料1 2019（令和元）年度助産学大学院第三者評価関連 委員会等名簿	53
2019（令和元）年度 理事会名簿	
2019（令和元）年度 評議会名簿	
2019（令和元）年度 評価委員会名簿	
2019（令和元）年度 評価チーム名簿	
資料2 助産学大学院評価基準	57

I 助産学大学院第三者評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多元的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っておりました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。さらなる認証評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。2015（平成27）年に助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルIIIの個人認証を開始しました。

2 認証評価の目的

本機構は、助産学大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的是、日本の助産学大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産学大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 助産学大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産学大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該助産学大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産学大学院にフィードバックします。
- 3) 助産学大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する助産学大学院認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う大学院の認証評価は、助産学大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「助産学大学院評価基準」は、9章46の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の42の「解釈指針」で構成され、助産学大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、助産学大学院による、本機構の定める「助産学大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 4) 評価結果については、助産学大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

助産学大学院認証評価手数料は、「助産教育認証評価手数料に関する規程」（規程参照）に定めるとおりです。

5 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）により構成され、調査報告書（案2）の検討、および認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

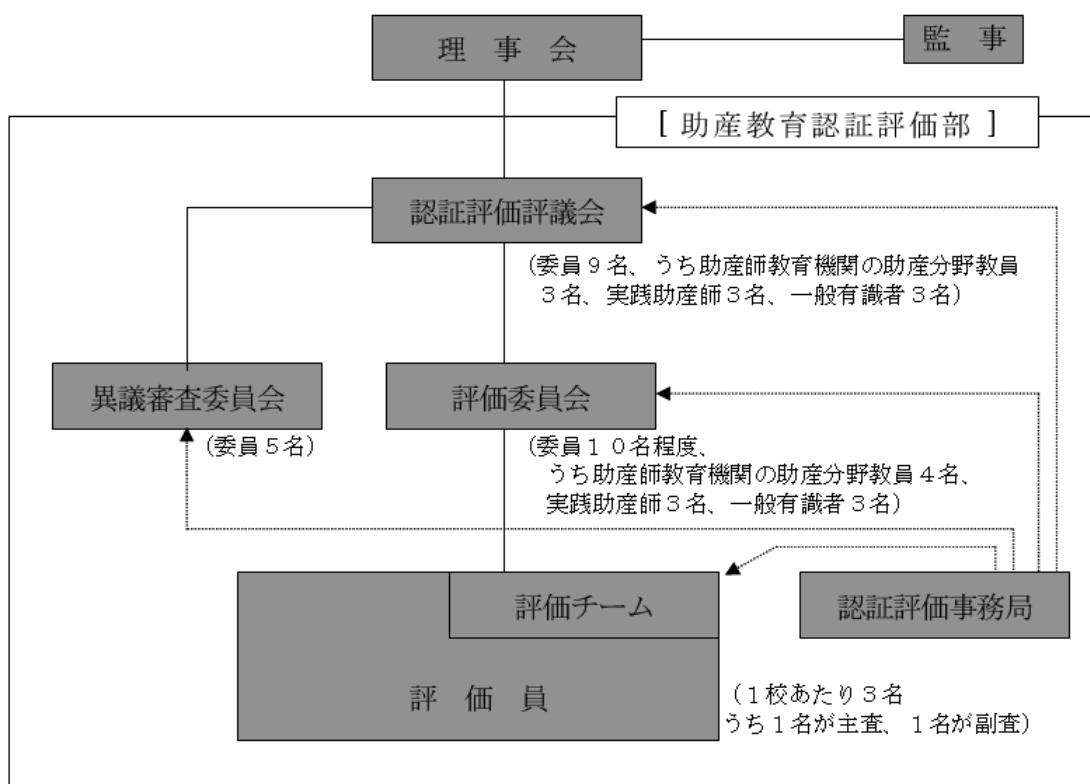
評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、対象助産学大学院に質問事項とともに送付します。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報

告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の理事および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、理事長が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。

認証評価のための組織体制図



6 認証評価のプロセスとスケジュール

本機構の認証評価は、助産学大学院の受審申請をもって評価を行います。概ね次ページに記載の「助産学大学院認証評価スケジュール」に準じて行います。

1) 対象助産学大学院による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする助産学大学院は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎

データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、対象助産学大学院へ質問事項と共に送付し、対象助産学大学院はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成し、対象助産学大学院に送付して意見を求める。意見の申立があれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の対象助産学大学院への通知

認証評価結果は、対象助産学大学院から評価報告書（原案）について意見の申立がなかったとき、もしくは、意見の申立がなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、対象助産学大学院に送付すると共に、文部科学大臣へ報告及び社会に対して公表します。

6) 評価報告書に対する異議申立

評価報告書に異議を申立てる場合は、評価報告書の公表後、速やかに、様式14を事務局に提出します。提出された、異議申立は異議審査委員会で審査されます。

7) 評価結果に対する助産学大学院の対応（改善報告書の作成）

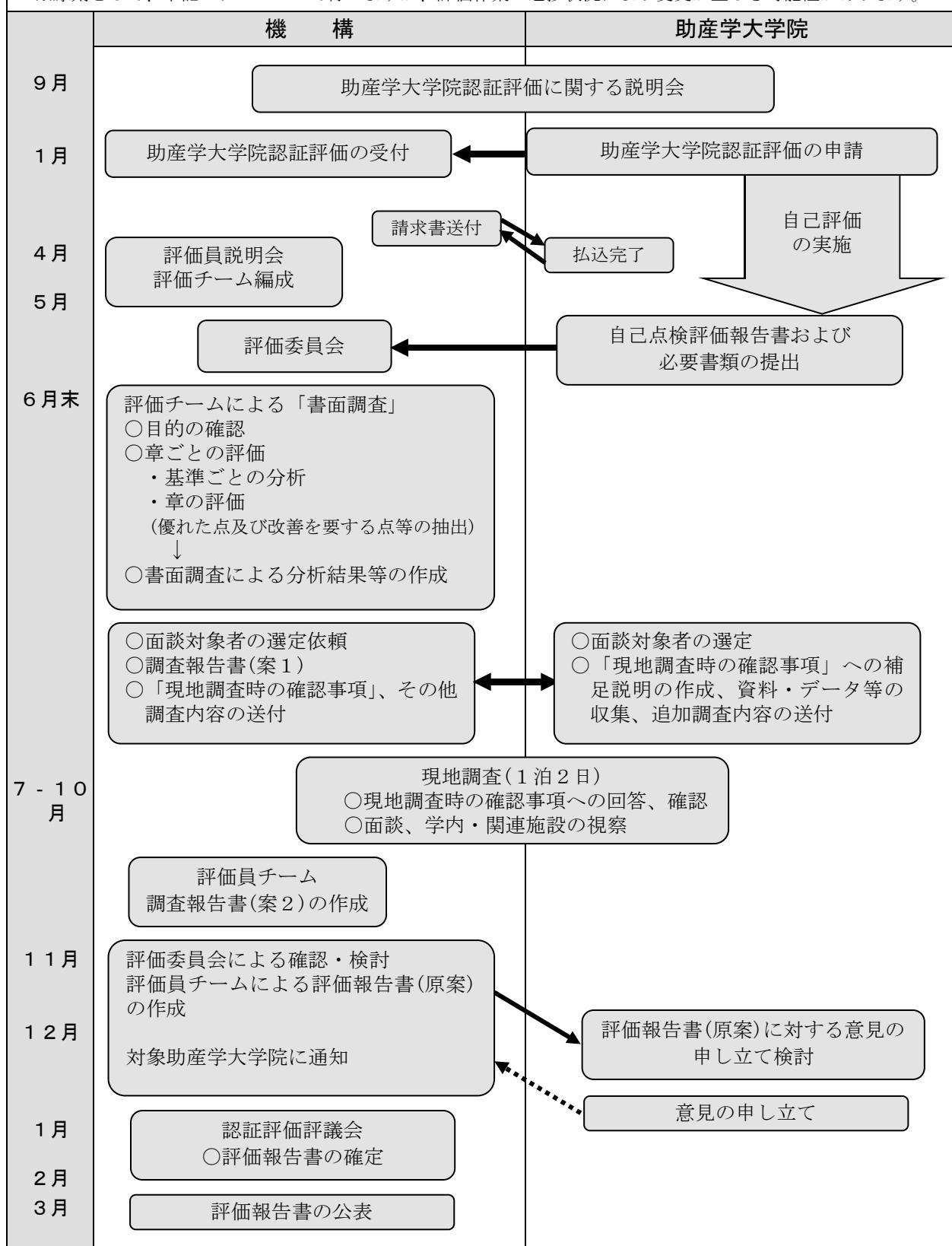
対象助産学大学院は、「評価報告書」に「勧告」及び「改善を要する点」が付されていなかった場合は、指定された期日までに「勧告」及び「改善を要する点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければなりません。また、対象助産学大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 年次報告書

対象助産学大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出することになります（様式10）。

助産学大学院認証評価スケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



7 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ①評価基準は、学校教育法施行規則第169条に規定する大学評価基準として策定されたものです。
- ②評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③この評価基準は、大学院設置基準等を踏まえて、当機構が助产学大学院の教育・研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助产学大学院に必要と考える要件および対象助产学大学院の目的に照らして、教育・研究活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ①助产学大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助产学大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。努力義務を指す。

例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ①助产学大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助产学大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

- ③助产学大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ①適格認定は、当機構が評価の結果、助产学大学院が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。

- ②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。

- ③各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

8 評価結果の構成

助産学大学院に提示する「評価結果」は、「I 認証評価結果」、「II 総評」、「III 助産学大学院の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「I 認証評価結果」には、対象助産学大学院が、「助産学大学院評価基準」に適合しているか否かを記します。

「II 総評」には、対象助産学大学院の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、対象助産学大学院の優れた点および改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「III 助産学大学院の各評価基準における評価結果」は、「助産学大学院評価基準」の 4 6 の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」および「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、助産学大学院評価基準を満たし、他の大学院の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

9 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の助産学大学院評価基準に適合していると認定された大学には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを助産学大学院案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産学大学院の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 聖路加国際大学大学院に対する認証評価結果

聖路加国際大学大学院に対する評価の経過と結果の構成

聖路加国際大学より 2019(令和元)年 4月 9日付け文書にて、2019(令和元)年度の助产学大学院認証評価について申請された件につき、日本助産評価機構認証評議会において慎重に評価した結果を報告します。

本機構では、受審校から提出された自己点検・評価を前提として、書面調査と現地調査等に基づき、受審校の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成しました。提出された資料等についても、不明な点や不足分があった場合には、問い合わせ、情報収集に努めました。評価者は、大学院助産分野の教育経験者、教育および助産実務に従事する者を中心に構成し、評価に臨みました。

その上で、本機構が定める「助产学大学院評価基準」について、受審校から提出された資料や現地調査を基に、評価基準に適合しているかどうかを判定し、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

6月末に提出された自己点検評価報告書ならびに基礎データ、関連資料により、書面調査の段階では、評価チームの主査及び各評価チーム員が、47の評価基準に沿って評価を行いました。その後、評価チーム全員が参集し、8月8日に、「調査報告書(案1)」を作成しました。さらに、現地調査の際の質問事項を受審校に9月中旬に送付し、それと共に10月28~29日の現地調査に備えました。

現地調査では、書面調査による疑問等について聴取すると共に、受審校の特色ある施設環境・教育活動の状況を確認するため、まず、教育責任者として、学長、大学院助産研究科責任者等との面談を行いました。その後、自己点検・評価の関係者との面談や学生面接、および学内施設・設備の視察、実習施設の視察、そして関連資料の閲覧等を行いました。これらに基づいて、主査及び評価チーム員による分担で、「調査報告書(案2)」の素案を作成しました。そして、それを元にチーム全員で検討し、「調査報告書(原案)」を作成しました。

この「調査報告書(原案)」を受審校に送付して、疑問点や事実誤認がないかどうかを確認いたしました。また、不足資料の確認を行いました。そして、受審校から提示された意見を参考に「評価報告書(原案)」を作成し、それを元に、認証評価評議会を開催し、2020(令和2)年3月5日に本機構理事会の承認を経て、「聖路加国際大学大学院に対する認証評価結果」を確定いたしました。

この「評価結果」は、受審校に送付すると共に、社会に公表致します。

なお、この評価の手続き・経過を時系列に示して、聖路加国際大学大学院に対する認証評価スケジュールとして、別紙にまとめました。

(2) 「評価結果」の構成

本報告書に掲載する「評価結果」は、「I 認証評価結果」、「II 総評」、「III 助产学大学院の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「I 認証評価結果」には、受審校が、助産学大学院の各評価基準に適合しているか否かを記しています。

「II 総評」には、受審校の理念・目的ならびに、教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、優れた点及び、改善を要する点を評価基準の章ごとに記しています。

「III 助産学大学院の各評価基準における評価結果」は、「助産学大学院評価基準」47の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」及び、「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記しています。

「評価結果」は、適合しているか否かを記しています。

「長所」は、助産学大学院評価基準を満たし、他の大学院の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低必要な水準には到達しているが、より一層、改善の努力を促すために提示するものです。

1. 認証評価結果

聖路加国際大学大学院 ウィメンズヘルス・助産学専攻助産学上級実践コースは、一般財団法人日本助産評価機構が定める助産学大学院評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の理念・目的

大学の理念である「キリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の職域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献することを目的とする」をもとに、看護学研究科では、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うことを教育目標とすることが学生便覧等に明文化されている。

助産学大学院として位置づけられる看護学研究科 ウィメンズヘルス・助産学専攻の上級実践コースでは、専門分野における看護ケアの高度実践家として機能できるように、より専門性を深めた実践能力の開発を目指し、優れた観察とアセスメント力、自律した思考を持ち、科学的根拠に基づいて女性を中心とした助産ケアを提供する人材育成を目的としており、その目的はカリキュラム設計に反映している。

助産学上級実践コース（助産師国家試験受験資格取得）は 2005 年度に開設され、2018 年度までに輩出した 158 名の修了生は実践のみならず教育・研究活動に携わっている。直近 4 年の修了生では約 8 割が助産師として就業しており、教育目的にかなった成果をあげている。

第2章 教育課程

助産学上級実践コースでは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の 28 単位以上（1 年以上で）履修する助産師教育課程を基盤として、修士課程の履修単位とあわせて修得単位数では 2 年間で 60 単位としている。必修科目は、助産の基盤となる科目群 15 科目中 11 科目（22 単位）、助産の応用発展となる科目群 22 科目中 9 科目（24 単位）、研究の基盤となる科目群 6 科目中 3 科目（6 単位）であり、その他 4 科目（8 単位）はすべて選択で構成されている。選択科目は 24 科目 46 単位である。カリキュラムでは、助産の基礎から応用へ、理論から演習、実習へと系統的・段階的に配置されている。研究の基礎となる科目も充実しており、実践での研究成果の活用及び研究の実施に関しての能力を獲得できる内容となっている。

大学設置基準第 21 条の規程に則り、1 単位あたり講義 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間より成っている。授業時間は、1 年次で 34 週、2 年次で 33 週で、オリエンテーションや定期試験等を含め、大学設置基準 22 条の規定に則り年間 35 週にわたっている。

教育方法は、講義・演習・実習であるが、いずれも少人数で双方向的に密度の高い教育が行われている。授業は、効果的に履修できるよう少人数グループワークによるディスカッション、ロールプレイ、シミュレーションなどアクティブラーニングを用いて学生の主体的学習を促すよう配慮されている。臨床現場のリアリティを想起できるようシミュレーションや客観的臨床能力試験（以下、OSCE）を導入し、より実践的な学習を行っている。OSCE に

による実践能力評価では、実習前の臨床能力について質の保証がなされている。また、独自開発の e-learning 教材を活用した事前学習により、基本的な知識の習得後に、対面授業を行うこと（ブレンド型学習）により知識の習得に加えモチベーションを高める授業が行われている。図書館、院生自習室、シミュレーションラボ・アーツルームなどは 24 時間の利用が可能であり、授業時間外における学習の充実を図っている。

2019 年の履修モデルによると、1 年次 42 単位、2 年次 18 単位の履修が必要である。実習は 2 年間で 22 単位である。基盤の実践力を養う助産学上級実践演習 I・II・III・IV・V・VI、コミュニティ論演習、サービスマネジメント演習（各 2 単位、1 単位当たりの時間数 30 時間）と、将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を修得する助産学上級実践実習（6 単位、1 単位当たりの時間数 45 時間）の科目で行われている。1 年次は、7 月に産褥実習から開始し、その後は講義・演習による学習進行に合わせて分娩介助の見学実習を 8 月に行い、翌年の 1~3 月に分娩介助実習と NICU 実習を実施する。2 年次には助産所において妊娠期から産後 1 か月健診までを継続することで、1 年次の実践を統合している。また、助産所での実践に参加しながら地域で自律的に活動する助産師の役割や実践全般を学び、7 月からの上級実践実習を行う構造となっている。助産学上級実践実習では、学生の自主性や自律性を尊重し、各自の課題に応じた実習場所が提供されている。一部、演習として科目立てられている科目において実習が行われており、科目区分が明瞭でない状況が見受けられる。さらに、助産学上級実践演習 IV（分娩介助見学実習と分娩介助実習）と助産学上級実践演習 VI は、2 科目で 11 週間の実習期間が設定されていることから、単位数および 1 単位当たりの時間と授業時間との整合性の確保が望ましい。

実習指導体制は、専任教員をはじめ実習指導教員としての臨時助教あるいはティーチング・アシスタント (TA)、臨床教員（臨床教授・臨床准教授）を配置している。臨時助教、TA、臨床教員の活用の制度が機能しており、助産の臨床経験や指導経験を有する人材が確保されるとともに、手厚い実習指導体制が確保されている。実習施設ごとの学生数は少人数の配置である。実習は 19 施設で実施されており、指導方針や実習目標の情報共有が図られている。実習科目ごとに実習目的、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価について、実習要項に詳細に示されている。さらに、助産学上級実践コースの 2 年生が 1 年生の学内演習において TA を担い、後輩に教える機会となっている。

成績評価では、授業科目の成績は、試験、レポート、学習態度や OSCE の結果で総合的に判定し、実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、学習態度より総合的に判定している。合格点に達しなかったときの再試験の制度や病気などやむを得ない理由から試験を受験できなかった者に対する追試験の制度も明示されている。評価に対する異議申し立ての制度も明示されているが、講義・演習のスケジュールによっては成績の公開が遅くなることもあるため、問い合わせ期間の明確化に努められたい。

教育内容および方法の改善を図るために、大学院研究科としての FD 研修会は学部による FD とあわせ年間 17 回程度、継続して行われている。学生による授業評価が Web システムを通じて全科目で実施され、学期ごとに教授会で報告後、各教員にフィードバックされている。

就職先からの評価は 2019 年 5 月に都内の 2 施設において実施されており、学修の成果や

傾向、強化が必要な点が明らかにされ、就職先からの教育評価の把握に努めている。

第3章 入学者選抜

入学者選抜に関しては、建学の精神、大学院の教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、入学者選抜試験と選抜の方法が明示され、学外に周知している。入学者選抜は、学内推薦入学試験、一般入学試験（募集人員は修士論文コースと上級実践コースを合わせてⅠ期18名、Ⅱ期若干名）の入学試験があり、多様な選抜試験を行っている。

試験科目は、推薦入学試験では個人面接試験、一般入学試験では、学力試験（英語と専門科目：母性看護学領域）・小論文試験・個人面接試験が課されている。助産学上級実践コースについては、入学時の看護師国家試験合格を入学の条件として明文化されている。基礎的な学力とアドミッション・ポリシーである実践と概念を結びつけるための抽象的思考能力、自分の考えを表現し、他者からのフィードバックを柔軟に受け入れて統合する能力、関心ある現象に迫るために、専門知識と実践力を生かして自ら行動し変化を起こす意欲を測る入試内容となっている。

入学試験は、学生募集要項および試験実施要領にしたがって実施している。合否判定基準が明文化され、基準に従って試験結果を総合的に評価し、入試委員会が作成した合否判定案を看護学研究科教授会で審議をして総合的に合否判定を行っている。

入試に関する事項の検討執行は入試委員会が担っており、委員会によって選抜基準や選抜方法の点検・評価を行っている。

収容定員充足率については、募集定員に対する入学者の割合は、2019年度の0.56以外は、過去5年間で0.94～1.06である。オープンキャンパス、大学ホームページ、研究室専用のFacebook等の活用、学部学生を対象とした定期的な課外活動（Pre-Midwife Club）を実施している。2019年度には、志願者の動向の分析に基づき、聖路加国際大学特別奨学金規程の見直しなどの対策が行われており、内部進学者促進、志願者の獲得に努めている。

第4章 学生への支援体制

アドバイザー制度を定め、履修指導等の学習相談や学生生活全般に関してサポートやアドバイスを行っており、学生の能力・適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、指導・助言体制が整備されている。

日本学生支援機構による奨学金のほか、聖路加国際大学独自の奨学金、公益社団法人や一般社団法人、東京都看護師等奨学資金など11種類の奨学金が用意されている。また、海外研修時の奨学金が用意されており、利用促進が図られている。2019年度の奨学金活用者は助産学上級実践コース在籍学生数32名に対し、延べ35名が受給している（複数の奨学金の受給者あり）。

学生健康管理室には保健師1名（専任）を配置すると共に、非常勤のカウンセラーによるカウンセリングなどを行っている。ハラスマント防止対策では、「ハラスマント防止等に関する規定」が策定され、ハラスマントに関するリーフレットの配布や相談対応窓口を設置している。

第5章 教員組織

ウィメンズヘルス・助産学専攻の大学院を担当する教員は、教授 9 名、准教授 6 名、助教 1 名である。そのうち、兼担を除く専任教員は教授 3 名、准教授 1 名、助教 1 名である。専任教員 5 名は助産師であり、優れた助産教育・研究業績を有すると共に高い能力を有する助産の実践者である。

専任教員一人当たりの科目数は、教授においては 7~15 科目、准教授では 15 科目、助教は 14 科目となっている。

教員の採用は、「聖路加国際大学教員任用規程」に定めており、選考は「聖路加国際大学教員選考基準」により行われ、適切に評価・審議・決定する体制が整備されている。

第6章 施設、設備および図書館等

助産学上級実践コースの講義・演習は、2016 年に開設された「大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター」内の講義・演習室や実習室で行われており、学生数に対し、十分な広さが設備されている。院生専用の自習室やロッカーは、2 号館内に備えている。両施設共にセキュリティカードキーにより 24 時間利用できる。教員研究室は教授・准教授において 1 名につき 1 室、助教は 2 名につき 1 室が備えられている。

講義・演習室にはプロジェクター、パソコンを設置している。実習室には、演習モデル等の教材が備わっている。また院生の自習室にはパソコン 10 台、看護学研究科共用のメディアルームにはパソコン 80 台とプリンタが配備され、自己学習をサポートしている。

図書の所蔵数は 61,000 冊、定期刊行物 3,100 種類、視聴覚教材では 1,700 点、電子ジャーナル 7,700 種類以上となっており、十分に備わっている。学習及び教育・研究に必要な資料を蔵書方針に則って計画的・体系的に整備され、教員・学生ともに 24 時間の利用が可能である。さらに、5 名の専任司書によって個別支援が受けられるほか、英語のアカデミックライティングの支援を受けられるなど、人的な教育研究支援体制も充実している。

第7章 管理運営等

聖路加国際大学大学院学則に教員組織および運営組織について定められており、大学院学則に基づき大学院看護学研究科の管理運営が行われている。大学院学則に基づいた看護学研究科の管理運営について、学校法人の最終意思決定機関である理事会により、管理がなされている。また大学院看護学研究科の管理運営を含む、大学の意思決定機関として大学運営会議が設置されている。大学運営会議の役割等については聖路加国際大学大学運営会議規程において定められており、大学院の管理運営に関する規程及び組織が整備されている。

重要審議事項は、看護学研究科教授会および看護学研究科委員会で審議されている。

研究科教授会、研究科委員会共に成立要件は構成員の 3 分の 2 以上の出席としている。研究科委員会では、決議を要する事項については出席委員の過半数以上の賛成をもって決議がなされることが明記されている。

入学者選抜に関しては、合否判定案を入試選考会議で審議決定し、看護学研究科教授会に諮っている。

看護学研究科を主管する研究科長の職務及び任用に関しては、「聖路加国際大学大学院看護

学研究科長任用規程」に規定されており、大学運営委員会の議を経て理事長が決定する仕組みができている。

第8章 点検・評価

自己点検評価の結果をまとめた事業報告書を毎年作成し、大学ホームページに公開している。

2017年度に策定された法人組織全体の中期ビジョンに沿って重点目標を設定し、毎年度、自己評価委員会による自己点検・評価を実施している。年度の重点目標の達成度については、大学運営会議にて確認し、理事会・評議員会で報告する共に、毎年度末に大学教職員全員が参加する教育会議で共有のうえで、次年度に向けた課題を整理している。

2019年度から学外有識者で構成される大学外部評価委員会が設置され、大学職員以外の第三者を加えた自己点検評価の検証を行う。大学院のみならず組織全体で点検・評価体制が構築され、年々整備されている。

第9章 情報の公開・説明責任

大学院の理念、目的、教育課程、教員組織、教育・研究活動等の状況等について、当該大学ホームページに掲載されている。主要SNS(Twitter、Facebook、Instagram等)大学公式アカウントに加え、ウイメンズヘルス・助産学研究室のホームページやFacebookからも情報を発信している。

学内外からの要請による情報公開に関する規程として、大学情報公開規程及び情報公開細則が定められ、情報公開に関する方針、情報を公開する範囲、情報公開に関する体制について整備され、情報公開の主管は広報室が担っている。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 研究の基礎となる科目が充実しており、概念・理論を基盤に、研究方法を学び、助産学課題研究にて研究実施のプロセスを通じて、実践での研究成果の活用及び研究の実施に関する能力を獲得することができる内容となっている。(基準2-1-1)
- 2) 教材の独自開発に取り組んでおり、産科ガイドラインの変更等に対応して毎年見直し、強化がなされている。さらに、分娩介助実習前にはOSCEによる実践能力評価を実施し、実習前の臨床能力について質の保証がなされている。(基準2-2-2)
- 3) 助産学上級実践者としての役割を修得するために助産学上級実践実習が位置づけられ、学生の自主性や自律性を尊重し、各自の課題に応じた実習場所が提供されている。(基準2-3-1)
- 4) OSCEにより実践能力評価が行われており、把握された学生の課題が実習での目標達成支援に向けた教育的配慮として活かされている。(基準2-3-2)

- 5) 臨時助教、TA の活用の制度が機能しており、助産の臨床経験や指導経験を有する人材が確保され、手厚い実習指導体制が確保されている。(基準 2－3－3)
- 6) 助产学上級実践コースの 2 年生が 1 年生の学内演習において TA を担い、後輩に教える機会が設けられており、学生の教育指導能力の向上を図っている。(基準 2－3－3)
- 7) 2019 年度から就職先からの評価も実施され、就職先からの教育評価の把握に努めており、今後も継続が望まれる。(基準 2－4－4)
- 8) 学部学生を対象とした課外活動 (Pre-Midwife Club) を定期的に行い、助産師への関心の維持やモチベーションの向上を図り、内部進学者促進、志願者獲得に努めている。(基準 3－2－1)
- 9) 志願者の動向を適時に分析し、その要因に対して聖路加国際大学特別奨学金規程の見直しなどの対策が行われており、評価・改善のシステムが確立されている。(基準 3－2－1)
- 10) 助产学上級実践コースの学生に特化した給付型奨学金（未来の助産師基金奨学金）が基金化されており、利用促進が図られている。(基準 4－2－1)
- 11) 海外研修時の奨学金、海外留学プログラムが整備され、海外機関等での研究・教育活動の促進が図られている。(基準 4－2－1)
- 12) 臨床教員（臨床教授・臨床准教授）の任用の制度が機能しており、臨床における豊富な経験を有し、大学の教育理念に賛同する者が臨地実習協力施設の常勤職員から任用され、実習における教育の質の担保がなされている。(基準 5－1－1)
- 13) 専任教員は積極的に専門性の高い助産実践を継続し、助产学上級実践者をめざす学生にとって身近な実践モデルとなっている。(基準 5－2－3)
- 14) 院生が主に利用する自習室や実習室は、セキュリティカードキーにより施錠管理が行われ、24 時間の利用が可能である。図書館も 24 時間の利用が可能であり、授業時間外における学修環境が整備されている。(基準 6－1－1)
- 15) 司書による研究・学習に必要な文献検索の支援や医学英語を専門にする講師による英文によるレポートやプレゼンテーションの原稿の書き方などについての専門的な支援体制が整備されている。(基準 6－3－1)

- 16) 図書館は、窓口時間以外の時間や休館日にも資料の閲覧や自動貸出機による資料貸し出しができるようにしており、授業時間外における学修環境が整備されている。(基準 6 – 3 – 1)
- 17) ウィメンズヘルス・助産学研究室から SNS の活用により適時に情報が提供されているため、情報収集がしやすい。(基準 9 – 1 – 1)

<改善を要する点>

- 1) 演習科目として科目立てられている中に実習が含まれており、科目区分が明瞭でない状況が見受けられるため、見直すことが望ましい。(基準 2 – 1 – 3)
- 2) 助産学上級実践演習IV（2 単位：60 時間）と助産学上級実践演習VI（2 単位：60 時間）に対し、分娩介助見学実習（2 週間）と分娩介助実習（9 週間、その期間には NICU 実習 4 日を含む）の 11 週間を確保していることから見直しが必要である。(基準 2 – 1 – 3)

4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1 基準ごとの分析

1-1 助産学大学院の理念

基準1-1-1 大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学の理念である「キリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の職域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献すること目的とする」をもとに、看護学研究科では、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うことを目指している。(根拠:聖路加国際大学学則、聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程)

助産学大学院として位置づけられる看護学研究科ウィメンズヘルス・助産学専攻の上級実践コースでは、専門分野における看護ケアの高度実践家として機能できるように、より専門性を深めた実践能力の開発を目指し、優れた観察とアセスメント力、自律した思考を持ち、科学的根拠に基づいて女性を中心とした助産ケアを提供する人材育成を目的としており、その目的はカリキュラム設計に反映している。

教育目標は、学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)、学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)と共に、教育に係る方針等に関する規程に記され、学生便覧等に明文化している。(根拠:聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程、看護学研究科学生便覧1頁)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院の理念や教育目的は、学内に向けては履修要項に記載され、入学時のオリエンテー

ション、学内での宗教行事やチャペルアワー、教授会開催時のチャプレン（兼任教授）によるお祈りなどを通して、学修者および教職員へ周知されている。学外に向けては、大学案内、大学パンフレット、大学ホームページ上の紹介、オープンキャンパスを通じて広く広報され、周知されている。（根拠：看護学研究科大学案内、看護学研究科学生便覧、聖路加国際大学ホームページ）

<評価結果>

評価基準に適合している。

1－2 大学院の教育目的

基準1－2－1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育目標は、学生便覧に明文化されており、理念をもとに広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うこととし、高度な専門性が求められる助産師の育成を掲げている。助産学上級実践コースでは、その教育目標が達成できるように科目の学習目標、到達目標を立て、授業を構成して教育を実践している。（根拠：シラバス）

助産学上級実践コース（助産師国家試験受験資格取得）は2005年度に開設され、2018年度までに輩出した158名の修了生の多くは周産期での臨床経験を経たのち、大学院博士後期課程へ進学し、その後看護・助産教育に従事する者、地域母子保健や行政での職を得る者、海外での国際母子保健や周産期の実践現場で活躍する者がいる。直近4年の修了生49名では39名（79.6%）が助産師として就業している。（根拠：表3-①修了生進路状況）

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

<評価結果の根拠・分析>

科目群は、助産の基盤となる科目群 15 科目（各 2 単位）、助産の応用発展となる科目群 22 科目（2 単位 19 科目、1 単位 2 科目、6 単位 1 科目）、研究の基盤となる科目群 6 科目（各 2 単位）、その他 4 科目で構成されている。

(1)助産の基盤となる科目群では、助産学の基盤となる 概念・理論、エビデンスに基づく助産ケア、妊娠期から分娩期、産褥期および周産期におけるハイリスクにおける周産期の助産ケアに関連した基本的な知識、それを基盤として助産過程の展開を習得と共に、ウィメンズヘルス、生命倫理、遺伝に関するケア能力の習得をねらいとした科目が配置されている。専門職としての職業倫理に関する授業科目については、「看護倫理」および「サービスマネジメント論」で扱われている。また、受胎調節実施指導員申請資格取得に必要な単位として「ウィメンズヘルス特論Ⅱ」が位置づけられている。(2)助産の応用発展となる科目群は、助産学の実習、助産管理、母子保健と地域活動について履修するよう配置されている。(3)研究の基礎となる科目は、研究目的を達成するために適した研究方法を用い、データ収集・分析を行い、結果を導き出すプロセスを経験し、論文を作成する内容となっている。(根拠：様式 3-表 2、シラバス)

周産期を中心としたマタニティケアから、ウィメンズヘルスケアまで、助産学の基本的な知識、助産実践に必要な科目が網羅的に配置されている。また、助産の基礎となる科目群、助産の応用発展となる科目群、研究の基礎となる科目群、その他が、バランスよく配置されている。基本的な知識を基盤に高度な助産実践に必要な知識と技術を習得することができ、段階的かつ体系的に高度な助産実践の学修を保障する教育内容となっている。(根拠：ウィメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

研究の基礎となる科目が充実しており、概念・理論を基盤に、研究方法を学び、助産学課題研究にて研究実施のプロセスを通じて、実践での研究成果の活用及び研究の実施に関して

の能力を獲得することができる内容となっている。

基準 2－1－2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学上級実践コースでは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の 28 単位以上（1 年以上で）履修する助産師教育課程を基盤として、修士課程の履修単位とあわせて修得単位数では 2 年間で 60 単位としている。必修科目は、助産の基盤となる科目群 15 科目中 11 科目（22 単位）、助産の応用発展となる科目群 22 科目中 9 科目（24 単位）、研究の基盤となる科目群 6 科目中 3 科目（6 単位）であり、その他 4 科目（8 単位）はすべて選択科目で構成されている。選択科目は 24 科目 46 単位である。カリキュラムでは、助産の基礎から応用へ、理論から、演習、実習へと系統的・段階的に配置されている。（根拠：様式 3 表 2、ウイメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル）

カリキュラムでは、1 年前期から助産の基盤となる科目群が配置され、講義の後に演習・実習を展開する構成になっている。2 年次には、助産学上級実践演習 I II（助産所実習）、コミュニケーション論演習（コミュニケーションを対象とした妊娠・出産準備または子育て支援プログラムの実施・評価）、サービスマネジメント論演習（助産所管理）と助産学上級実践実習が配されている。助産学課題研究は 2 単位で、1 年次に研究方法の基礎を学び、2 年次に課題研究に取り組む構成になっている。助産の基礎から応用へ、理論から、演習、実習へと系統的・段階的に配置されている。（根拠：シラバス）

学生には、授業の内容・方法、履修要件等は履修要項授業概要を通じてガイダンスで説明・明示されている。シラバスは、電子媒体でいつでも確認できると共に、学習支援システムの manaba（科目コースのシステム）の活用により、学期中の追加・変更は受講者に周知される。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－1－3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

＜評価結果の根拠・分析＞

大学設置基準第 21 条の規程に従って、1 単位当たり講義 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間より成っている。

ウィメンズヘルス・助産学専攻助産学上級実践コースの授業時間等の設定は、1 年次で 34 週（前期 15 週、後期 19 週）、2 年次で 33 週（前期 16 週、後期 17 週）である。オリエンテーション、定期試験、学内行事なども含めると大学設置基準 22 条に規定されている 35 週を満たしている。

大学院の授業は 1 時限が 135 分である。15 週を越える、あるいは 10 週より短い期間を単位として行われるもののが含まれるが、教育効果を考慮して適切に設計されており、大学設置基準第 23 条に合致した内容となっている。（根拠：学生便覧 45-46 頁、シラバス、実習要項、聖路加国際大学学生ガイドブック 11-16 頁・28 頁）

助産実習は、助産学上級実践演習 I・II・III・IV・V・VI、コミュニティ論演習、サービスマネジメント演習（各 2 単位、1 単位当たりの時間数 30 時間）と助産学上級実践実習（6 単位、1 単位当たりの時間数 45 時間）の科目で行われている。科目毎の実習内容と実習期間については、助産学上級実践演習 I は助産院実習、助産学上級実践演習 II は助産院継続実習、助産学上級実践演習 III は産褥/新生児期実習（2 週間）、助産学上級実践演習 IV は分娩介助見学実習（2 週間）と分娩介助実習（9 週間、その期間には NICU 実習 4 日を含む）、助産学上級実践演習 V は妊娠期外来実習（3～4.5 日）、助産学上級実践演習 VI は NICU 実習（4 日）、なお、助産学上級実践演習 I・II、コミュニティ論演習とサービスマネジメント演習の 4 科目においては、5 週間が確保されている。助産学上級実践演習 IV の分娩介助実習では、分娩ケースの受け持ちを 24 時間待機して行う必要があるため、待機時間を含めた 9 週間が確保されている。（根拠：ウィメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル、実習要項）

＜評価結果＞

評価基準に適合している。

＜改善を要する点＞

演習科目として科目立てられている中に、実習が含まれており、科目区分が明瞭でない状況が見受けられるため、見直すことが望ましい。

助産学上級実践演習 IV（2 単位：60 時間）と助産学上級実践演習 VI（2 単位：60 時間）に対し、分娩介助見学実習（2 週間）と分娩介助実習（9 週間、その期間には NICU 実習 4 日を含む）の 11 週間を確保していることから見直しが必要である。

2－2 教育方法

基準 2－2－1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

＜評価結果の根拠・分析＞

講義は 15 名前後の人数である。(根拠：基礎データ様式 3－表 4) 助産学上級実践特論 I～VI は、講義や少人数グループワークによるディスカッション、ロールプレイ、シミュレーションなどアクティブラーニングを用いて講義が展開されている。グループワークは 5 名前後で実施しており、そのファシリテーターとして複数人の教員を配置し、グループワークのディスカッションが円滑に進むよう努めている。(根拠：シラバス)

実習では病院 1 施設あたり概ね学生 4 名程度(1～6 名)、助産所には 1～2 名が配置されており、実習内容や実習施設の規模に応じた配置がされている。(根拠：基礎データ様式 3－表 6 実習科目別実習施設一覧)

＜評価結果＞

評価基準に適合している。

基準 2－2－2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

＜評価結果の根拠・分析＞

授業は、効果的に履修できるよう、ロールプレイ、グループ討議、シミュレーション、OSCE 等で学生の主体的学習を促すよう配慮されている。臨床現場のリアリティを想起できるようシミュレーションや OSCE を導入し、実践的な学習を行っている。分娩介助実習前には OSCE による臨床能力評価(60 点以上を合格)を実施しており、実習前に必要な臨床能力とその水準について、一定の基準を学生や実習施設に示している(根拠：シラバス、特論 IV OSCE 評価)

時間外の事前学習は、事前課題、課題に要する時間を設定されており、授業時間外において学生が主体的に取り組むように促されている。(根拠：シラバス) また、事前課題では、最新の研究データやガイドラインに基づいた 6 項目の e-learning 教材を独自で作成し、基本的な知識を確実に習得できるように工夫している。e-learning と対面授業の組み合わせ(ブ

レンド型学習)により、知識の習得に加えモチベーションを高める工夫がなされている。図書館やメディアルーム及び院生自習室、シミュレーションラボ・アーツルームは 24 時間利用可能であり、大学においての自己学習の環境は整えられている。(根拠: 1-5 学生便覧、2-4 聖路加国際大学学生生活ガイドブック 2019)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

教材の独自開発に取り組んでおり、産科ガイドラインの変更等に対応して毎年見直し、強化がなされている。さらに、分娩介助実習前には OSCE による実践能力評価を実施し、実習前の臨床能力について質の保証がなされている。

基準 2－2－3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が 1 年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

<評価結果の根拠・分析>

2019 年の履修モデルによると、1 年次、42 単位、2 年次、18 単位の履修が必要である。(根拠: 履修モデル) オリエンテーション時には教員から履修モデルを示し履修指導が行われている。(根拠: 聖路加国際大学学生ガイドブック 28 頁) カリキュラムは、助産の基礎から応用へ、理論から、演習、実習へと系統的・段階的に配置されていることから、履修モデルにより学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2－3 実習指導体制

基準 2－3－1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実習科目の履修は、実習要項において、実習科目ごとに実習目的、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価について詳細に示されている。実習要項は、学生、教員、実習施設および指導者にあらかじめ配布され、周知されている。(根拠：実習要項)

助産実習は、助産学上級実践演習Ⅲ～Ⅵ、コミュニケーション論演習、サービスマネジメント演習（各2単位）の合計12単位において基盤の実践力を養い、助産学上級実践演習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）、助産学上級実践実習（6単位）で将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を身につけることを目指した実習構造が具体的に示されている。(根拠：ウイメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル)

1年次には、妊娠（演習V）、分娩（演習IV）、産褥・新生児（演習III）、及び特別な支援を必要とするハイリスクケースとしてNICU（演習VI）の実習が行われる。学生の入学前の実習経験やレディネスを考慮して産褥/新生児期実習（2週間）を7月に実施し、分娩介助は8月の見学実習（2週間）を経て、翌年の1月～3月（9週間）で7例～10例程度を実施する。分娩見学から介助実習までの4か月間は、シミュレーションでの思考過程の整理や知識や理論の補完により準備状態を高めている。NICU実習（1週間）は、これらの実習の後に行われ、妊娠・分娩・産褥期の知識を実習で統合し、ハイリスク新生児のみならず周産期医療システムを学ぶ実習構造となっている。

2年次の実習では、1年次の実践の経験を統合する実習として、助産所において妊娠期から産後の1か月健診までを継続して担当する。また、助産所実習（演習I・II）の5週間は、実践に参加しながら地域で自律的に活動する助産師の役割や実践全般を学ぶことを目標とした、サービスマネジメント論、コミュニケーション論の実習の機会でもある。上級実践実習では、自律的な上級実践者の礎として、学生自らが学修目標を設定しそれに応じた実習施設（地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院、産婦人科診療所、助産所）を選択する。そして、一連の助産ケアに加え、臨床の場でリサーチクエスチョンを立ててEBMの実践、ハイリスク事例の分析、管理・教育の視点から現場の分析の3つの学習目標を達成するために、学生が自律して管理・調整に取り組みその成果を評価する。

ケア経験の目標値は実習要項に示され、妊娠期（演習V）では、妊娠および褥婦10例程度、分娩（演習IV）では分娩介助7～10例程度、間接介助と新生児出生直後ケア各2例程度、産褥・新生児（演習III）では産褥・新生児1～2名となっている。分娩介助事例数は、2年間で平均14例（最小13～最大18）確保されている。(根拠：実習要項、基礎データ様式3－表5実習内容一覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産学上級実践者としての役割を修得するために助産学上級実践実習が位置づけられ、学生の自主性や自律性を尊重し、各自の課題に応じた実習場所が提供されている。

基準 2－3－2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習前には、筆記試験と OSCE により学生の到達度が確認される。学生は OSCE に向けて 24 時間利用可能なシミュレーションラボ・アーツルーム等を活用して自主的に演習を行うことができる。OSCE では、複数の教員による評価が学生にフィードバックされ、教員間でも共有される。この情報は、複数施設に分かれる実習において、学生間のグループダイナミクスも考慮して学生配置の際にも役立てている。(根拠: 演習Ⅲ新生児観察技術チェック評価表、演習ⅢOSCE 評価表、特論Ⅳ分娩介助 OSCE 評価表、評価表)

実習開始後も、教員と学生が個別に目標の到達度や課題を確認している。実習ファイルを実習指導に関わる教員、臨時助教、TA で共有し、課題のある学生の状況について把握・対応できるように工夫している。(根拠: 実習日誌)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

OSCE により実践能力評価が行われており、把握された学生の課題が実習での目標達成支援に向けた教育的配慮として活かされている。

基準 2－3－3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

1 年次の実習では、1 日二人体制（専任教員と臨時助教、あるいは TA）での指導が確保されている。その後の複数施設での実習では、1 施設に一人の専任教員と臨時助教、あるいは TA が三人前後のチームとなり、シフトによる指導体制を組んでいる。実地指導者と大学側の指導者は連携しながら学生の実習指導を行っている。(根拠: 実習要項、実習指導者会議議事録) 2 年次の助産所実習（演習 I・II）や上級実践実習では、自律的な実践を求めていることからも、経験豊富な実習指導者が指導役割を担っている。また、長年培われた良好な信

頼関係を基盤に遠隔地で 6 週間の実習が行われているが、教員・学生の負担は否めない。

実習施設では、臨床における豊富な経験を有し、大学の教育理念に賛同する臨床教員（臨床教授・臨床准教授）として 12 名を配置しており、実習での教育の質の担保がなされている。（根拠：聖路加看護大学教員選考基準、聖路加看護大学教員任用規程）

1 年生の学内演習では助産学上級実践コースの 2 年生が TA を担い、後輩に教える機会が設けられている。臨時助教、TA の採用は、看護学研究科委員会に諮り決定されており、2018 年度は、臨時助教 7 名、助産師資格を有する博士・修士課程学生 TA7 名、助産上級実践コース 2 年生の TA5 名という実績がある。（根拠：研究科委員会規程、聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

臨時助教、TA の活用の制度が機能しており、助産の臨床経験や指導経験を有する人材が確保され、手厚い実習指導体制が確保されている。

助産学上級実践コースの 2 年生が 1 年生の学内演習において TA を担い、後輩に教える機会が設けられており、学生の教育指導能力の向上を図っている。

基準 2－3－4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

助産の実習施設は、病院／診療所 8 か所（沖縄・関東）、助産所 11 か所（関東）であり、毎年、継続・変更が行われている。（根拠：2018 年度大学院上級実践コース公文書一覧）産褥・新生児の実習では、学生一人あたり 1～2 組の母児を受け持つことを目標としているが、施設の分娩件数が年間 700～900 件前後と幅があるため、施設側の指導体制を考慮して学生数を調整している。分娩介助実習では、9 週の期間内に一人あたり 7～10 例の分娩介助ができるよう学生数を 1 施設あたり 3～5 名としており、学生配置数は適切である。（根拠：実習報告書）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－3－5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

専任教員がすべての施設をそれぞれ担当しており、実習施設とは、毎年、実習要項に基づいて目標、実習方法が確認され、実習中の指導・調整に併せて、実習後の評価と次年度への改善点抽出まで直接対面により検討している。(根拠：2-13 実習指導者会議議事録)

分娩介助実習前には実習施設の実習指導者を招き、分娩介助の学内演習を行っている。また、産褥・新生児、妊娠期、NICU 実習の前に設けられている学内演習や講義の一部を実習施設の実習指導者が講師を担うことで、実習指導者には学生のレディネスを知る機会となり、学生には実習のイメージを持つ機会となっている。(根拠：2-14 実習報告書)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－3－6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学上級実践コースの目指す「優れた観察とアセスメント力、自律的な思考を持ち、科学的根拠に基づいて女性を中心とした助産ケアを提供する人材育成」を基本とし、実習科目の目的に合せてローリスクからハイリスク妊産婦を対象に、助産所から総合周産期母子医療センターまで、幅広い実習施設を確保している。(根拠：基礎データ様式 3-表 7 実習施設別概要) 分娩介助事例は学生一人あたり平均 14 例（最小 13～最大 18）を維持できているが、実習施設によっては帝王切開や無痛分娩は増加傾向にあり、適切な実習施設の開拓を続ける必要はある。(根拠：実習報告書、基礎データ様式 3-表 5 実習内容一覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

2－4 成績評価および修了認定

基準 2－4－1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

(1) について、成績評価の基準は、S、A、B、C、D の 5 段階で、D を不可と明記し、学生に提示している。授業科目の成績は、試験、レポート、学習態度や OSCE の結果で総合的に判定すること、実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、学習態度の結果より総合的に判定することが学生に周知されている。また、評価の具体的な方法はシラバスに明記されており、科目開講時に教員と学生でその方法を確認し、共有している。（根拠：聖路加国際大学大学院学則 15 条、学生便覧 47 頁、シラバス）

(2) について、助産学に関する科の成績は、助産学の専任教員で協議・合意後に、研究科委員会で報告・承認のプロセスを経て学生に通知される。科目毎の採点分布に関するデータについては、研究科委員会で共有している。学生は成績を学期末（9月末・3月末）、演習科目については年度末（3月）に Web システムで確認することができ、成績通知後に学生による問い合わせ期間を設定している。（根拠：学生便覧 48 頁、自己点検評価報告書 14 頁）ただし講義演習のスケジュールによっては公開が遅くなることもあることから問い合わせ期間の明確化に努められたい。助産上級実践特論Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの筆記試験では、採点後、学生に解答用紙を返却し、解説を行うことや OSCE では詳細なフードバックを行い、評価に対する疑問の有無を確認している。

(3) の試験実施時期や実施方法については、シラバスでの周知と科目開講時に示されている。筆記試験や OSCE において合格点に到達しなかった場合に再試験を実施している。病気などやむを得ない理由から試験を受験できなかった者に対して申し出により、追試験を認める場合があることが明示されている。（根拠：学生便覧 47-48 頁）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－4－2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

「単位認定」については、教育上有益と認めるときは他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることがあり、修得した単位は 10 単位以内で認定することができると明示され、聖路加国際大学大学院学則第 10 条に規定している。

立教大学大学院社会学研究科およびコミュニティ福祉学研究科との間に相互聴講制度を導入しており、単位認定の手順も定められている。（根拠：学生便覧 50 頁）また、院生が入学する前に聖路加国際大学大学院科目等履修制度を利用し習得した単位については、入学時の科目担当者による承認があれば、修得年度を問わず、10 単位を上限として認定される。成績評価のための規定があり、教育課程の一体性は損なわれていない。なお、両制度共に 2019 年度現在までの利用者はいない。（根拠：聖路加国際大学大学院科目等履修生要項）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－4－3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。
教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

<評価結果の根拠・分析>

修了要件として聖路加国際大学大学院学則第 5 条において、標準修業年限を 2 年または 3 年としている。そして、16 条において修了の要件を「標準修業年限以上在学し、授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査および最終試験に合格すること」「修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる」と規定している。ウイメンズヘルス・助産学上級実践コースの修了要件は、60 単位以上の修得、助産学課題研究の審査であり、大学院設置基準第 16 条（課程の修了要件等）に定める要件を満たしている。

また、あらかじめ協議した他大学院において修得した単位および聖路加国際大学大学院科目等履修制度を利用し習得した単位については 10 単位を超えない範囲で本大学院において修得した単位として認定することを可能としているが、2019 年度現在までに該当学生はない。（根拠：聖路加国際大学大学院学則、聖路加国際大学大学院科目等履修生要項）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2－4－4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育内容および方法の改善を図るために、教育センターに FD/SD 部を設置し、教職協働の FD/SD 委員会を設置し、教職員の資質向上を図り、教育内容および方法の改善を行っている。大学院研究科としての FD 研修会は学部による FD とあわせ年間 17 回程度、継続して行われている。（根拠：2018 年度専任教員の FD 研修参加状況）

また、学生による授業評価が Web システムを通じて全科目で実施され、学期ごとに教授会で報告後、各教員にフィードバックされている。教学マネジメント協議会において、上位者は、教員顕彰の対象とし、下位者（10 点満点の 6 点以下）の授業科目責任者に対しては、研究科長が面談し、改善計画の提出を求めている。（根拠：2018 年度授業評価一覧）教員相互による授業評価については、2019 年度より教員同士のピアレビューが実施されている。（根拠：FS ミーティング資料：ピアレビューについて）

修了生の就職先での評価ヒアリングについては 2019 年 5 月に都内の 2 施設において実施されており、学修の成果や傾向、強化が必要な点が明らかにされ、就職先からの教育評価の把握に努めている。（根拠：修了生の就職先での評価ヒアリング）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

2019 年度から就職先からの評価も実施され、就職先からの教育評価の把握に努めており、今後も継続が望まれる。

第3章 入学者選抜

1 基準ごとの分析

3-1 入学者選抜

基準3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者選抜に関しては、建学の精神、大学院の教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、入学者選抜試験と選抜の方法が明示されている。学生募集要項、大学案内パンフレット、大学ホームページ（聖路加国際大学入試サイト）、オープンキャンパスなどを通じ、学内外に周知している。

助産学上級実践コース（助産師国家試験受験資格取得）における入学者選抜は、一般入学試験と学内推薦入試がある。学内推薦は、聖路加国際大学の学生と聖路加国際病院の職員が対象である。

助産学上級実践コースの募集人員は、修士論文コース、上級実践コース母性看護 CNS、助産学（タンザニア連合共和国母子保健支援ボランティア連携事業）の4コースと併せてⅠ期（9月）18名、Ⅱ期（3月）若干名である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

試験科目は、推薦入学試験では個人面接試験、一般入学試験では、学力試験（英語と専門科目：母性看護学領域）・小論文試験・個人面接試験が課されている。助産学上級実践コースについては入学時の看護師国家試験合格を入学の条件として明文化されている。基礎的な学力とアドミッション・ポリシーである実践と概念を結びつけるための抽象的思考能力、自分の考えを表現し、他者からのフィードバックを柔軟に受け入れて統合する能力、関心ある現象に迫るために、専門知識と実践力を生かして自ら行動し変化を起こす意欲を測る入試内容となっている。

大学院看護学研究科の入学試験問題については、過去3年分が公開されており、受験者が入試事務室に請求することができる。(根拠:大学ホームページ)

入試選考会議の構成員は、看護学部長、看護学研究科長、入試委員会委員長、学生支援センター長、学生部長、看護学研究科教授(大学院担当特任教授を含む)、看護学研究科准教授、大学事務部長、入試事務室職員、および、議長が必要と認めた教職員で構成されている。入学者選抜については、「聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試選考会議細則」に定める看護学研究科入試選考会議にて、選考基準に沿い審査している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3－1－3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学志願者の選考方法および時期については、入試委員会の議を経て看護学研究科教授会にて決定される。(根拠:聖路加国際大学大学院学則第26条第2項)

入試は、学生募集要項および入学試験実施要領マニュアルにしたがって実施している。また、聖路加国際大学入試委員会規程第3条3項により、出題委員、校正委員、面接委員、採点委員の役割分担が定められ、入試の当日は、看護学研究科長もしくは入試委員会委員長を本部長とする各関係委員長等で構成される入試実施本部が運営にあたる。

入学者選抜試験の合否判定については、合否判定基準が明文化され、基準に従って試験結果を総合的に評価し、入試選考会議の審査結果を看護学研究科教授会に諮り、判定を行っている。(根拠:聖路加国際大学入試委員会規程第3条第4項)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3－1－4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入試に関する事項の検討執行は入試委員会が担っている。校務分掌では、①入学者選抜の基本方針に関する事項、②入学試験(学生募集)要領の作成に関する事項、③入学者選抜試験の実施に関する事項、④その他、入学試験及び広報活動に関する事項となっている。毎年、委員会によって選抜基準や選抜方法の点検・評価を行っている。(根拠:聖路加国際大学入試委員会規程第2条)

入試委員会のメンバー構成は、看護学研究科長、看護学部長、学生支援センター長、大学事務部長、入試事務室職員および、委員会が必要と認めた教職員として教授 3 名・助教 1 名、IR 推進室の職員で構成されている。IR 推進室にて 検証したデータに基づき、入試分析・検討を行っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

3－2 収容定員と在籍者数

基準 3－2－1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

近年の入学試験応募状況（助産師未資格者）については、15～33名であり、合格者9～17名、入学者7～16名である。助産師未資格者の退学・休学状況については、1～2名の留年や1名の退学者の存在する年も認められるが、概ね100%に近い修了率を保持している。ウイメンズヘルス・助産学専攻の収容定員充足率については、2019年度の0.56以外は、過去5年間で0.94～1.06である。また、志願者数は、2017年度の31名に比べ、2018年20名、2019年19名と減少している。その要因については、内部進学者、特に推薦入試への志願者の減少をひとつの要因と分析しており、その対策として、2019年度には、聖路加国際大学特別奨学金の規程を見直すことによる（奨学金給付対象を本学既卒者および聖路加グループでの3年以上の正職員勤務経験者にも拡大）内部進学者促進に努めている。（根拠：基礎データ様式 3－表8 学生定員及び在籍 学生数、表 9. 志願者・合格者・入学者数の推移）

さらに、入学者の確保として大学院オープンキャンパスの定期的な開催、大学ホームページ、研究室専用のFacebook等の活用、推薦入学志願者の確保として、学部学生を対象とした課外活動（Pre-Midwife Club）を定期的に行い、助産師への関心の維持やモチベーションの向上による内部進学者促進、志願者の獲得に努めている。Pre-Midwife Clubは2018年度では年間5回開催されており、その内容は、助産に関するドキュメンタリー等の鑑賞、日本や海外（イギリス、インド、タンザニア）における助産活動に関する講演、周産期看護学実習の体験である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学部学生を対象とした課外活動（Pre-Midwife Club）を定期的に行い、助産師への関心の維持やモチベーションの向上を図り、内部進学者促進、志願者獲得に努めている。

志願者の動向を適時に分析し、その要因に対して聖路加国際大学特別奨学金規程の見直しなどの対策が行われており、評価・改善のシステムが確立されている。

第4章 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

4-1 学修支援

基準 4-1-1

学生が在学期間に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学時に専任教員および教務・学生課によるガイダンスが行われている。また、履修要項や学生生活に必要な事項をまとめた冊子（根拠：学生生活ガイドブック）が作成されている。大学院看護学研究科では、アドバイザー制度を定めており、学生は一次アドバイザーもしくは二次アドバイザーに相談できる。一次アドバイザーは基本的に論文指導教員であり、二次アドバイザーは看護学研究科長・看護学部長・学生支援センター長・教務部長のいずれかであるが、相談先は学生が各自選ぶことができる。学生の履修及び学生生活全般、進路等に関して相談に応じている。（根拠：聖路加国際大学看護学部・看護学研究科 2019年度アドバイザーリストの手引き）

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

日本学生支援機構による奨学金のほか、聖路加国際大学独自の奨学金の他、公益社団法人や一般社団法人、東京都看護師等奨学資金など 11 種類の奨学金が用意されている。これらの情報は、学生生活ガイドブックや奨学金説明会で周知され、教務・学生課職員が個別の相談に応じている。2019年度の奨学金活用者は助産学上級実践コース在籍学生数 32 名に対し、延べ 35 名が受給している（複数の奨学金の受給者あり）。その内訳は、貸与型 12 名、給付

型 23 名である。なかでも「未来の助産師基金奨学生」は基金化されており、助産学上級実践コースの 2 年生を対象とした給付型奨学生であり、14 名が採用され、助産学実習時の交通費や宿泊費用として活用されている。(根拠: 未来の助産師基金規程、2019 年度奨学生一覧表)

さらに、聖路加国際大学学生国際奨学生、海外留学プログラムも整備され、海外機関等での研究・教育活動を促進するための奨学生制度がある。(根拠: 学生生活ガイドブック 74 頁) また、学生支援の一環として、助産師国家試験模試の受験料を大学負担としている。(根拠: 助産師国家試験模試受験料支援について)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産学上級実践コースの学生に特化した給付型奨学生（未来の助産師基金奨学生）が基金化されており、利用促進が図られている。

海外研修時の奨学生、海外留学プログラムが整備され、海外機関等での研究・教育活動の促進が図られている。

基準 4－2－2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生健康管理室には保健師 1 名（専任）を配置すると共に、非常勤のカウンセラーによるカウンセリングなどを行っている。(根拠: 聖路加国際大学学生健康管理室運用細則) 校医として聖路加国際病院の医師を任命し、体調不良時の診察や、聖路加国際病院の専門の診療科へのコンサルテーションを仲介している。ハラスメント防止対策では、「ハラスメント防止等に関する規定」が策定され、相談対応窓口、苦情対応窓口の設置がなされている。また、ハラスメントに関するリーフレットを配布している。ハラスメントが生じた際には、人権委員会を開催し対応している。(根拠: ストップハラスメント!学生配布用、学生生活ガイドブック 47 頁、学校法人聖路加交際大学ハラスメント防止等に関する規定)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4－2－3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師としての就職の相談は、アドバイザーや課題研究の指導教員により個別に対応している。大学院のオープンキャンパスにおける修了生を招いて、就職後の様子や助産師としての経験を聞く機会や助産学実習では先輩助産師のキャリアを形成について聞く機会にもなっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第5章 教員組織

1 基準ごとの分析

5－1 教員の資格と評価

基準5－1－1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

＜評価結果の根拠・分析＞

ウイメンズヘルス・助産学専攻の大学院を担当する専任教員（兼担を含む）は、16名であり、教授9名、准教授6名、助教1名である。そのうち、兼担を除く専任教員は教授3名、准教授1名、助教1名である。兼担を除く専任教員5名は助産師であり、優れた助産教育・研究業績を有すると共に高い能力を有する助産実践者である。（根拠：基礎データ様式3－表13、表17）

そのほか実習施設では、臨床教員（臨床教授・臨床准教授）として12名を配置している。臨床教員の選考基準および任用は、聖路加看護大学教員選考基準および聖路加看護大学教員任用規程に定められ、原則として臨地実習協力病院又は施設等の常勤職員であり、保健、医療、福祉の現場における豊富な経験を有し、教育の理念に賛同する者を任用し、実習での教育の質の担保がなされている。（根拠：聖路加看護大学教員選考基準、聖路加看護大学教員任用規程）さらに助産学実習に関しては、助産師資格を有し臨床において後輩や学生指導の経験を有する臨時助教（非常勤）を5～8名程度採用すると共に、助産師資格を有する大学院生（博士後期課程）が、TAとして、演習等の指導補助を担っている。（根拠：聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程）

＜評価結果＞

評価基準に適合している。

＜長所＞

臨床教員（臨床教授・臨床准教授）の任用の制度が機能しており、臨床における豊富な経験を有し、大学の教育理念に賛同する者が臨地実習協力施設の常勤職員から任用され、実習における教育の質の担保がなされている。

基準 5－1－2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者。
- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

<評価結果の根拠・分析>

担当する教員は、助産をはじめとして、専門分野に秀でた教員で、適切な教育経験、臨床経験を有する。専任教員は助産学、母性看護学、不妊症看護学、ウィメンズヘルス分野をリードする研究・教育者であり、教育・研究上の業績を有する。専任（兼担）教員は、専門分野に応じて、特に優れた知識や業績を有するものである。（根拠：基礎データ様式 3－表 14、表 17）専任教員は、それぞれに学術振興会科学研究費補助金等を獲得し、研究成果を論文として多く公表している。同大学院の看護学研究科博士後期課程の教育研究にも携わっており、次世代の助産学研究者の育成も精力的に行っている。また、職能団体の日本助産師会での活動、日本助産学会、日本看護科学学会、日本生殖看護学会、日本看護系大学協議会の理事等の研究推進団体の活動も行っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5－1－3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の任用は、「聖路加国際大学教員任用規程」に定めており、選考は「聖路加国際大学教員選考基準」に則り審査される。教授の任用は、教授選考委員会において「教員選考基準」に基づく選考を行い、大学運営会議の議を経て理事長が行う。准教授・講師・助教・助手の任用は、公募もしくは当該領域の教員による推薦および「教員選考基準」に基づき、大学運営会議の議を経て理事長が行う。（根拠：聖路加国際大学教員任用規程、聖路加国際大学教員選考基準）

聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程に則り、1)学生による授業評価、2)研究活動（英文論文の公表）、3)重点目標の達成度評価（教育活動・研究活動、学内運営、社会的活動）について、評価の高い教員については顕彰し、賞与または手当に反映される制度が整備されて

いる。(根拠：聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程、<教員>重点目標・達成度評価について)

<評価結果>

評価基準に適合している。

5－2 専任教員の配置と構成

基準 5－2－1

大学院設置基準の第8条、第9条、大学設置基準13条（別表1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに12人、あるいは分野ごとに6人以上が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院看護学研究科ウィメンズヘルス・助産学専攻においては、専任教員（兼担を含む）数は16人であり、その構成は、教授9名、准教授6名、助教1名であることから、この基準を満たしている。基盤科目に関しては、看護学研究科看護学専攻の11名の教員が兼務している（根拠：基礎データ様式3－表14 各教員の授業担当）。専任（兼担）教員は、基盤分野の科目を担当しており、看護理論、看護学研究法、応用統計学、生命倫理、社会学のそれぞれの専門分野の教育・研究業績を有する教員である。（根拠：基礎データ様式3－表14、表16）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5－2－2

5－2－1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産の専門分野の専任教員は、助産学特論・演習、助産学上級実践特論・演習・実習、ウィメンズヘルス上級実践特論、国際協働論演習、サービスマネジメント特論、課題研究などの科目を担当しており、助産学の専攻分野に応じた担当科目に適正に配置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5－2－3

5－2－1で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

<評価結果の根拠・分析>

専任教員は、教授3名、准教授2名、助教1名であり、学生に対する教育を担うに十分な人員を有している。すべての専任教員は助産師資格をもとに看護学の博士号を取得し、助产学をリードする研究・教育者である。さらに、研究実績を女性や母子に直接関わる実践的な場（聖路加国際大学研究センターPCC 実践開発部での子ども対象クラスの運営、聖路加産科クリニックにおける妊婦健康診査等）などで助産の実践活動として積極的に継続している。助産の上級実践者として、専任教員が学生にとって身近な実践モデルとなっている。（根拠：基礎データ様式3－表14、表17）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

専任教員は積極的に専門性の高い助産実践を継続し、助産上級実践者をめざす学生にとって身近な実践モデルとなっている。

第6章 施設、設備および図書館等

1 基準ごとの分析

6－1 施設の整備

基準 6－1－1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育及び研究ならびに学生の学習その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、室および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室そのほかの施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学上級実践コースの講義・演習は、2016 年に開設された「大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター」内の教室（3307 教室、52 m²）や共用の実習室であるシミュレーションラボ・アーツルーム（855 m²）で行われており、学生数に対し、十分な広さが設備されている。院生専用の自習室は、2 号館内 8 階演習室（139 m²）を備えており、ロッカーも完備されている。学生は、セキュリティカードキーにより両施設共に 24 時間利用できる。図書館も 24 時間の利用できる。教員研究室は教授・准教授において 1 名につき 1 室、助教は 2 名につき 1 室が備えられている。（根拠：大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター見取り図、基礎データ様式 3－表 19、表 20）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

院生が主に利用する自習室や実習室は、セキュリティカードキーにより施錠管理が行われ、24 時間の利用が可能である。図書館も 24 時間の利用が可能であり、授業時間外における学修環境が整備されている。

6－2 設備の整備

基準 6－2－1

大学院には、教員による教育及び研究並びに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

講義・演習室（3307 教室）にはプロジェクター、パソコンを設置している。実習室として利用しているシミュレーションラボ・アーツルームには、演習モデル等の教材が備わっている。また院生の自習室にはパソコン 10 台、同施設内 2 階メディアルームにパソコン 80 台とプリンタが配備され、自己学習をサポートしている。（根拠：基礎データ様式 3－表 19、表 20、表 21）

<評価結果>

評価基準に適合している。

6－3 図書館の整備

基準 6－3－1

図書館には学生の学習及び教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習及び教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

図書の所蔵数は 61,000 冊、定期刊行物 3,100 種類、視聴覚教材では 1,700 点、電子ジャーナル 7,700 種類以上となっており、十分に備わっている。（根拠：基礎 データ様式 3－表 22、表 23）図書委員会が組織化され、学習及び教育・研究に必要な資料は蔵書方針に則って計画的・体系的に整備している。また、書店を招き図書や視聴覚資料等の新刊書を確認しながら選書する機会を設けるなど、学生の希望を反映させる選書の仕組みを設けている。蔵書点検日や入学試験日を除き 24 時間の利用が可能であり、自動貸し出し機も設置されている。窓口時間内は職員が常駐しており、司書（5 名）が、研究・学習に必要な文献検索の支援等を行っている。

図書館内に設置されているアカデミック・ライティング・デスクでは、医学英語を専門にする講師による学生の相談を週 1 回受けている。そこでは、英文によるレポートやプレゼンテーションの原稿、留学・進学・就職に関する書類の書き方のほか、修士論文・博士論文執筆、学会・研究会での発表や学術論文の投稿に際しての専門的な相談を受けることができる。

英文を書く能力の育成を目的とした英語文章作成を支援する体制が整えられ、手厚いサポートが行われている。（根拠：図書館案内）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

司書による研究・学習に必要な文献検索の支援や医学英語を専門にする講師による英文によるレポートやプレゼンテーション原稿の書き方などについての専門的な支援体制が整備されている。

窓口時間以外の時間や休館日にも資料の閲覧や自動貸出機による資料貸し出しができるようにしており、授業時間外における学修環境が整備されている。

第7章 管理運営等

1 基準ごとの分析

7-1 管理運営体制

基準 7-1-1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院看護学研究科の管理運営に関する規程は、「聖路加国際大学大学院学則」が定められて整備されている。(根拠：聖路加国際大学大学院学則) 大学院学則の改廃については、学校法人の最終意思決定機関である理事会での承認を必要とし、大学院看護学研究科の管理運営を含む、大学の意思決定機関として大学運営会議が設置されており、その役割等については聖路加国際大学大学運営会議規程において定められている。(根拠：学校法人聖路加国際大学寄附行為、聖路加国際大学大学運営会議規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 管理運営の仕組み

基準 7-2-1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院看護学研究科の管理運営に関する規程は、「聖路加国際大学大学院学則」が定められて整備されている。大学全体の方針や施策を協議・決定する大学運営会議、学長の諮問機関である教学マネジメント協議会、教育課程の正常な運営および評価・改善を行う聖路加国際大学大学院看護学研究科委員会、聖路加国際大学大学院看護学研究科教授会等各会議・委員会による管理運営のほか、看護学研究科を主管する管理責任者として看護学研究科長をしている。研究科委員会および研究科教授会は、大学院看護学研究科の基盤分野及び専門分野の責任者（教授または准教授）で構成されており、専任教員が教育課程の運用や重要事項の審議に関わる仕組みが整備されている。研究科委員会および研究科教授会は、原則月に1回の定例開催となっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 7－2－2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

<評価結果の根拠・分析>

重要審議事項は、聖路加国際大学看護学研究科教授会において入学および課程の修了、学位審査に関する事項、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものについて審議されている。聖路加国際大学看護学研究科研究科委員会では教育課程、学位論文の計画・審査、単位認定、入試等に関する事項について審議している。研究科教授会、研究科委員会共に成立要件は構成員の3分の2以上の出席としている。研究科委員会では、決議を要する事項については出席委員の過半数以上の賛成をもって決議がなされることが明記されている。研究科教授会の議長は看護学研究科長と定められている。(根拠:聖路加国際大学大学院看護学研究科教授会規程、聖路加国際大学大学院看護学研究科研究科委員会規程)

また、入学者選抜に関しては、合否判定案を入試選考会議で審議決定し、看護学研究科教授会に諮っている。(根拠:聖路加国際大学入試委員会規程第3条第4項)

看護学研究科を主管する研究科長の職務及び任用に関しては、「聖路加国際大学大学院看護学研究科長任用規程」に規定されており、大学運営委員会の議を経て理事長が決定する仕組みができている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第8章 点検・評価

1 基準ごとの分析

8-1 結果の公表

基準8-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

2017年度に策定された法人組織全体の中期ビジョンに沿って重点目標を設定し、毎年度、自己評価委員会による自己点検・評価を実施している。(根拠:聖路加国際大学自己点検・評価規程、2018年度聖路加国際大学重点目標、<教員>重点目標・達成度評価について)自己点検評価の結果をまとめた事業報告書を毎年作成し、大学ホームページに公開している。(根拠:学校法人聖路加国際大学事業報告書(2018年度)、ホームページ)

<評価結果>

評価基準に適合している。

8-2 実施体制の整備

基準8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

学校教育法第109条の趣旨に則り、自己評価委員会を中心に自己点検・評価を実施している。評価項目については聖路加国際大学自己点検・評価規程第5条、6条に規定されているように、主要項目は公益社団法人大学基準協会が定める「大学基準」の項目に準拠し、自己評価委員会により評価項目を選定し、各校務分掌に対して自己点検・評価の実施ならびに改善策の作成を依頼している。(根拠:聖路加国際大学自己点検・評価規程、2018年度聖路加国際大学重点目標、2018年度第11回大学運営会議議事録)

<評価結果>

評価基準に適合している。

8－3 教育活動等の改善に資する体制

基準 8－3－1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

年度の重点目標の達成度については、学長以下、各学部長・研究科長、各センター長、法人事務局長、大学事務部長等で構成される大学運営会議にて確認している。さらに、理事会・評議員会で報告すると共に、毎年度末に大学教職員全員が参加する教育会議で共有のうえで、次年度に向けた課題を整理している。(根拠: 2018 年度聖路加国際大学重点目標、2018 年度第 11 回大学運営会議議事録)

<評価結果>

評価基準に適合している。

8－4 評価結果の検証

基準 8－4－1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学職員以外の第三者を加えた自己点検評価の検証については、毎年度の重点目標の設定や達成度の評価については、理事会・評議員会に報告し、理事・評議員・監事から意見を求め、その意見を反映させている。2019 年度から学外有識者で構成される大学外部評価委員会を設置し、自己評価委員会が実施した自己評価に関し、大学運営の検証及び評価に関すること、大学の教育、研究に関すること、大学の経営状況に関すること、その他学長が必要と認める事項について毎年評価を得る機会を設けている。(根拠: 聖路加国際大学外部評価委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第9章 情報の公開・説明責任

1 基準ごとの分析

9－1 情報の公表・説明責任

基準9－1－1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

＜評価結果の根拠・分析＞

大学院の理念、目的、教育課程、教員組織、教育・研究活動等の状況等について、当該大学ホームページに掲載されている。主要 SNS (Twitter、Facebook、Instagram 等) 大学公式アカウントに加え、ウィメンズヘルス・助産学研究室のホームページや Facebook からも情報を発信している。Facebook は、ウィメンズヘルス・助産学専攻の教員により投稿されており、教育や研究活動などを伝える媒体として活用されている。また 大学案内、学生募集要項等の紙媒体においても広く周知が図られている。

＜評価結果＞

評価基準に適合している。

＜長点＞

ウィメンズヘルス・助産学研究室から SNS の活用により適時に情報が提供されているため、情報収集がしやすい。

9－2 情報公開のための体制整備

基準9－2－1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

＜評価結果の根拠・分析＞

「学校法人聖路加国際大学情報公開規程」及び「学校法人聖路加国際大学情報公開細則」により、体制が整備されている。また、情報公開に関する業務は広報室が担い、情報公開に関する責務は常務理事が負っている。なお、常任理事会は原則として毎月 1 回開催している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

聖路加国際大学大学院に対する認証評価スケジュール

2019年（令和元年）

- 2月 18日 助産学大学院認証評価説明会の開催
- 4月 9日 聖路加国際大学より、「助産専門職大学院認証評価申請書」を受理
- 6月 31日 聖路加国際大学より、「自己点検報告書」及び必要書類の提出
- 8月 8日～9月 11日 評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」検討
- 9月 20日 聖路加国際大学へ「現地調査スケジュール」、「質問事項リスト」、「面談予定者 依頼」等を発送
- 10月 18日 評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」検討
- 10月 22日 聖路加国際大学からの「質問事項に対する回答」、「現地調査時面談予定者」「追 加資料」等の受理
- 10月 25日 評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」検討
- 10月 28日～10月 29日 現地調査実施
- 10月 29日～11月 11日 「調査報告書（案2）」検討
- 11月 15日～11月 31日 評価チーム会議にて「評価報告書(原案)」検討
- 12月 2日 聖路加国際大学に「評価報告書原案」の送付（報告書への意見申し立て、事実誤認等の確認）

2020年（令和2年）

- 1月 10日 聖路加国際大学より「評価報告書（原案）」についての意見申し立ての返送
- 1月 14日～1月 24日 評価チームにて「評価報告書(原案)」の修正の検討
- 2月 15日 本機構評価委員会にて「評価報告書（原案）」の報告・検討
- 2月 17日～2月 22日 聖路加国際大学への追加照会および最終案の検討・取り纏め
- 2月 22日 本機構認証評議会にて「評価報告書（原案）」について検討・承認
- 3月 5日 本機構理事会への評議会結果の報告・承認
- 3月 25日 認定（認定期間 2020年4月1日～2025年3月31日）

2019（令和元）年度認証評価 聖路加国際大学提出資料一覧

1.
 - ・聖路加国際大学学則
 - ・聖路加国際大学大学院学則
 - ・聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程
 - ・看護学研究科大学案内
 - ・看護学研究科学生便覧
 - ・聖路加国際大学ホームページ・ヒアリング議事録
2.
 - ・ウイメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル
 - ・シラバス
 - ・課題研究のテーマ一覧
 - ・聖路加国際大学大学学生生活ガイドブック2019
 - ・時間割
 - ・実習要項
 - ・演習Ⅲ新生児観察技術チェック評価表
 - ・演習ⅢOSCE評価表
 - ・特論Ⅳ分娩介助OSCE評価表
 - ・研究科委員会規程
 - ・聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程
 - ・公文書一覧
 - ・演習Ⅳ実習指導者会議議事録
 - ・演習Ⅳ愛育病院実習校合同会議に本学から提出した実習の振り返りまとめ
 - ・特論Ⅲ・特論Ⅳ・特論Ⅴ・特論Ⅵ
 - ・演習Ⅴ評価通知表（OSCE評価含）
 - ・聖路加国際大学教育センター規程
 - ・聖路加国際大学FDSD委員会細則
 - ・聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程
 - ・2018年度授業評価一覧
 - ・教学マネジメント協議会議事録
 - ・FSミーティング資料（ピアレビューについて）
3.
 - ・聖路加国際大学看護学研究科修士課程募集要項
 - ・聖路加国際大学入試サイト
 - ・聖路加国際大学看護学部
 - ・看護学研究科入試選考会議細則
 - ・研究科委員会議事録（一部抜粋）
 - ・聖路加国際大学入試委員会規程
 - ・聖路加国際大学大学院看護学研究科教授会規程
 - ・看護学研究科入試データ（2015-2019年度入試）
 - ・「Pre-Midwife Club」ポスター

資料1 2019（令和元）年度助産学大学院第三者評価関連委員会等名簿

2019（令和元）年度 一般財団法人日本助産評価機構 理事会名簿

理 事 ・ 監 事

理事長	堀内 成子	聖路加国際大学 教授
理 事	安達久美子	首都大学東京 教授
理 事	石川 紀子	静岡県立大学 教授
理 事	江藤 宏美	長崎大学 教授
理 事	倉本 孝子	愛仁会本部 副看護部長
理 事	佐山 理絵	帝京平成大学 教授
理 事	高田 昌代	神戸市看護大学 教授
理 事	砥石 和子	成城木下病院 病棟師長
理 事	平澤美恵子	助産師教育研修研究センター センター長
理 事	布施 明美	神奈川県こども医療センター 看護科長
理 事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 教授
理 事	村田佐登美	愛仁会 明石医療センター
監 事	近藤 潤子	天使大学 特任教授
監 事	米山万里枝	東京医療保健大学 教授

評 議 員

井本 寛子	日本看護協会	理事
恵美須文枝	亀田医療大学	教授
島田 啓子	湘南医療大学	教授
島田真理恵	上智大学	教授

2019（令和元）年度 一般財団法人日本助産評価機構
助産教育評価部・評議会名簿

評議員

教 育	恵美須文枝	亀田医療大学 教授
	濱田 悅子	日本赤十字看護大学 名誉学長
	平澤美恵子	助産師教育研修研究センター センター長
実 践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 看護副部長
	堀内 成子	聖路加助産院マタニティケアホーム 助産師
有 識 者	梶田 敏一	桃山学院教育大学 学長
	高岡 香	保良・高岡法律事務所 弁護士

（五十音順・敬称略）

2019（令和元）年度 一般財団法人日本助産評価機構
助産教育評価部・評価委員会名簿

評 價 委 員

教育評価部部長 平澤美恵子 助産師教育研修研究センター センター長

教 育 江藤 宏美 長崎大学 教授
春名めぐみ 東京大学 准教授
藤井ひろみ 慶應義塾大学 教授

実 践 加藤 千晶 杏林大学 准教授
松本 弘子 東京大学医学部付属病院 外来主任

有 識 者 河合 蘭 医療ジャーナリスト
斎藤麻紀子 NPO 法人 Umi のいえ 代表
白井 千晶 静岡大学 教授

（五十音順・敬称略）

2019（令和元）年度 一般財団法人日本助産評価機構
助産教育評価部・評価チーム名簿

聖路加国際大学 評価チーム 評価員

主　　査　　眞鍋　えみ子　同志社女子大学　教授

副　　査　　春名　めぐみ　東京大学　准教授

評　価　員　　中根　直子　　日本赤十字社医療センター　看護副部長

資料2 助産学大学院評価基準

第1章 教育の理念・目的

大学院の目的は、豊かな人間性の涵養ならびに高い職業倫理を備え、助産の理論と実践を教授・探究し、優れた助産技術や他職種との協働を含む管理的な能力および研究の基礎的能力を備えた人材を養成することにある。大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育・研究活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。

この章においては、評価対象となる大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 大学院の理念・教育目的

1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

解釈指針1-1-1-1

大学院の理念、教育目的が明文化されていること。

解釈指針1-1-1-2

大学院の教育目的は、高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

解釈指針1-1-1-3

大学院の教員は、その教育目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針1-1-2-1

大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念はWEB等により知らされていること。

□ 助産学大学院の組織（表1）

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

1－2 大学院の教育目的

1－2－1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1－2－1－1

大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 修了者の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- 修了生の進路状況（表 3-①）、修了生国家試験受験状況（表 3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第2章 教育課程

大学院の教育課程は、それぞれの大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。教育課程の編成にあたっては、大学院の目的ならびにカリキュラム・ポリシーに則って、教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と高度な実践の架橋を図り、研究能力の基盤が修得できる教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

さらに、大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不斷に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るために組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として（1）助産の基盤となる科目群（2）助産の応用発展となる科目群（3）研究の基盤となる科目群（4）その他をさす。

（1）助産の基盤となる科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウィメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。（2）助産の応用発展となる科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群である。（3）研究の基盤となる科目群とは、助産に関する研究を行う能力を修得できる科目群である。

（4）その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目、および自由科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

- 基礎となる課程のカリキュラムが把握できる資料
- 授業科目別学生数（表4）
- 実習内容一覧（表5）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針2-2-1-1

大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準2-2-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針2-2-1-2

基準2-2-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ①当該授業科目の履修を認められている対象大学院学生および科目等履修生。
- ②当該授業科目を再履修している者。

2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 授業科目別学生数（表4）

- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料
- 修士論文／課題研究のテーマ一覧

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

演習・実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「実習指導者」とは、実習施設において学生の実習指導を行う助産師とする。この者には、大学院の教員をはじめ、実習施設に所属する助産師のほか、臨床教授等、および大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師（TA 等）が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する実習指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊娠婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向

上に努めていること。

解釈指針 2－3－5－1

大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

解釈指針 2－3－5－2

実習内容の質の向上に向けて、学内外の実習指導者の研修を促していること。

2－3－6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 実習内容一覧（表5）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料
- 実習科目別実習施設一覧（表6）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表7）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）

2－4 成績評価および修了認定

2－4－1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2－4－1－1

基準 2－4－1 (1)における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2－4－1－2

基準 2－4－1 (2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2－4－1－3

基準2－4－1（3）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2－4－2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

2－4－3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針 2－4－3－1

修了の設定に必要な修得単位数は、大学院が適切に設定する。

2－4－4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2－4－4－1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素の明確化等が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- 他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

第3章 入学者選抜

大学院は、それぞれの大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、適切な入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不斷に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針3-1-1-1

大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針3-1-1-2

入学志願者に対して、当該大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針3-1-2-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やWEBなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しがなされていることが解る会議資料、議事録等

3－2 収容定員と在籍者数

3－2－1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針3－2－1－1

基準3－2－1に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針3－2－1－2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 学生定員及び在籍学生数（表8）
- 志願者・合格者・入学者数の推移（表9）
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4－1 学修支援

4－1－1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針4－1－1－1

履修指導においては、大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針4－1－1－2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4－2 生活支援等

4－2－1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針4－2－1－1

大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4－2－2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4－2－3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針4－2－3－1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 学修相談、助言体制に関して定められた規則
- 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- 相談・助言、支援体制の整備状況
- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- 奨学金給付・貸与状況（表1.1）
- 授業料等減免の状況（表1.2）
- 学修相談のために整備された施設等に関する資料
- 各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン
- 保健センター、学生相談室（カウンセラー）等の概要
- 学生の利用状況や具体的な事例が把握できる資料（健康相談、学習相談等について）
- 進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料
- 職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
- 進路説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料
- オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、WEBの該当箇所等）

第5章 教員組織

大学院は、それぞれの大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適

切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、大学院は、将来にわたり教育・研究活動等を維持するに十分な教育・研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者。
- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表13、表14、表15、表16、表17、表18）
- 開講授業科目一覧（表2）
- 教員の採用及び昇任に関する規則等
- 教員の採用及び昇任に関する委員会組織、役割と責任、及び関連が把握できる資料
- 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 自己点検および自己評価等の評価の検証に関する資料
- FD・SDに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況等）

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

大学院設置基準の第8条、第9条、大学設置基準13条（別表1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに12人、あるいは分野ごとに6人以上が置かれていること。

解釈指針5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5－2－2

5－2－1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5－2－3

5－2－1で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

解釈指針5－2－3－1

助産専攻の場合には、専任教員数はおおむね3割以上とし、助産に関する5年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。他専攻に属する場合には、専任教員数は3人以上とし、助産に関するおおむね5年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。

- 教員組織等（表14、表15、表16、表17、表18）

第6章 施設、設備および図書館等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育・研究活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6－1 施設の整備

6－1－1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針6－1－1－1

教室、演習室、実習室は、当該大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針6－1－1－2

教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）

6－2 設備の整備

6－2－1

大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）
- 教育研究のための機器・備品の数（表21）

6－3 図書館の整備

6－3－1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

- 図書館案内・利用規程等
- 図書館に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表22）
- 図書館に備えられた機器のリスト（表23）

第7章 管理運営等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7－1 管理運営体制

7－1－1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7－2 管理運営の仕組み

7－2－1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7－2－1－1

大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていていること。大学院の運営に関する会議は、当該大学院の専任教員により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7－2－1－2

大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7－2－2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7－2－2－1

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

- 組織・運営に関する規定等
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等
- 教育・研究に関する助成の状況（表24）
- 専任教員の個別研究費等（表25）

第8章 点検・評価

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育・研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不斷に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8－1 結果の公表

8－1－1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

- 教育活動等に関する重要事項を公表した資料等
- 自己点検及び評価報告書
- 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物、WEB等

8－2 実施体制の整備

8－2－1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針8－2－1－1

大学院には、教育・研究活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

- 自己点検及び評価の実施体制等に関して定められた規則
- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

8－3 教育活動等の改善に資する体制

8－3－1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針8－3－1－1

自己点検および評価においては、当該大学院における教育・研究活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 自己点検評価の結果に基づく改善の目標とその取り組み状況が示されている資料

8－4 評価結果の検証

8－4－1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針8－4－1－1

大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、大学院の教育・研究および助産実践について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

- 自己点検および評価結果について、第三者が検証することが示されている資料

第9章 情報の公開・説明責任

大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9－1 情報の公表・説明責任

9－1－1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針 9－1－1－1

教育・研究活動の状況については、当該大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

9－2 情報公開のための体制整備

9－2－1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

- 情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

附 則

本評価基準は、平成20年4月8日に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた本機構が、平成22年10月6日を制定日とし、施行する。



2019（令和元）年度 助产学大学院認証評価 評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構

(助産教育認証評価部)

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-24-1 4F

(株)ガリレオ学会業務情報センター内

Tel. 03-5981-9824

E-mail. g028jime-mng@ml.gakkai.ne.jp

<https://josan-hyoka.org/>